

電力・ガス取引監視等委員会における中期方針
(2024 年度～2026 年度)

2024 年 6 月 26 日

電力・ガス取引監視等委員会

2024 年 2 月 26 日から同年 5 月 17 日にかけて実施¹した電力・ガス取引監視等委員会（以下「電取委」という。）における組織検証（以下「電取委組織検証」という。）の議論内容を踏まえつつ、今後 3 カ年（2024 年度～2026 年度）を見据えての電取委における運営の中期方針を、以下のとおり、とりまとめる。

1. 現状及び課題

電取委組織検証の結果、電取委の取組状況に対する評価と、今後、電取委において果たすべき役割が増していくことを念頭に置いた上での課題については、以下のとおりである。

① 組織の中立性・公平性・専門性等の状況と課題

- ・電取委では、透明性・客観性・適時性等を適切に担保しつつ、厳正な取引の監視業務、料金審査及び各種ガイドラインや電力・ガスに係る制度設計業務が実施されているものの、今後は、高難度化する各種制度設計、電力・ガスの取引・市場の監視業務負荷への対応という観点から、組織における専門性や機能を高めるための方策等につき、更に検討していくことが必要であると評価された。

② 電力・ガスの小売全面自由化を踏まえた監視・審査の制度改革の状況と課題

- ・電力・ガス小売への監視業務・料金審査業務全般については、総じて PDCA サイクルが機能し、フォローアップも含め適切な対応が実施されているものの、今後は、監視・審査業務に係るコスト等の最適化や、電気料金の複雑化に伴う需要家保護の在り方等につき、更に検討していくことが必要であると評価された。

③ 卸電力市場等の公平性の確保及び取引の活性化の状況と課題

（卸電力市場メカニズムへの監視対応状況と課題）

- ・多様化する卸電力市場につき、適切な監視対応が実施されているものの、今後は、監視対応の最適化を追求していく観点から、JEPX など市場運営者等と

¹ 第 495 回、第 502 回、第 509 回、第 513 回の電力・ガス取引監視等委員会において、電取委に係る組織検証の議論を実施。

36 の監視業務の役割分担の在り方や、市場参加者の多様化や、市場間取引の増
37 加など、将来的な卸電力市場を念頭においた、監視対応の在り方等につき、
38 更に検討していくことが必要であると評価された。

39 (卸取引に係る内外無差別の対応状況と課題)

- 40 ・電取委においては、現時点において内外無差別な卸売について、PDCA サイク
41 ルの中で、適切な評価基準の策定及び当該基準に基づいた評価運用が実施さ
42 れているものの、今後は、今後の卸取引形態の変化等を踏まえた評価の在り
43 方について、更に検討していくことが必要であると評価された。

44
45 ④ 送配電・ガス導管関連に係る制度改革の対応状況と課題

46 (託送料金制度の設計、料金審査対応等)

- 47 ・託送料金制度改革の中で、レベニューキャップ制度や発電側課金について
48 は、一定の専門性をもって制度設計の議論を行いながら、制度導入に至って
49 いるものの、今後は、企業経営視点を含めたエネルギー産業や経済社会情勢
50 等を踏まえた、託送料金制度及び料金審査体制の在り方など、更に検討して
51 いくことが必要であると評価された。

52 (需給運用の最適化に向けた対応等)

- 53 ・需給運用については、正常時、逼迫時、ブラックアウト時など状況に応じて
54 のルール検討及び改訂が、PDCA サイクルの中で適切に実施されているもの
55 の、今後は、引き続き、需給調整市場の状況や、将来の同時市場のあり方
56 なども踏まえつつ、需給運用の最適化等について、更に検討していくことが
57 必要であると評価された。

58
59 ⑤ 大手電力会社等の不正事案への対応状況と課題

- 60 ・大手電力会社等による情報漏えいやカルテル事案等への対応については、実
61 効性という観点から、事案発覚からの報告徴収、指導、改善計画に向けた建
62 議等に至るプロセスにおいて、迅速・機動的に対応できているものの、今後
63 も、引き続きフォローアップ対応は重要であり、かつ、独禁法等他法令を所
64 管する関係省庁の判断を踏まえた適切な監視の在り方など、更に検討してい
65 くことが必要であると評価された。

66
67 ⑥ 国内の関係機関、諸外国の規制機関との連携状況と課題

- 68 ・国内の関係機関、諸外国の規制機関との連携は未だ推進途上であり、今後、
69 更なる連携の強化に向けた検討が必要であると評価された。

70

71

2. 具体的対応

現状認識及び課題を踏まえ、電取委は、目指すべき組織運営の実現に向けて、以下の具体的な施策に取り組んでいく。なお、これらは、電取委の施策を網羅したものではなく、あくまで、施策の一部を示すものである。

① 組織における専門性の強化を目指す

- イ) 外部人材なども含めた更なる人員増強
- ロ) 関係機関との人事交流の検討促進
- ハ) 諸外国の規制機関の状況なども参考としつつ、電取委の機能強化方針の策定と当該方針の遂行

② 電力・ガスの小売事業に対する監視・審査方法の強化（改善）及び効率化を目指す

- イ) リスクチェックなどを通じた小売電気事業者の営業実態の更なる精査と、個別事案などを踏まえた適切な監視方法の見直し
- ロ) 電気料金・ガス料金に対する需要家保護の強化（小売事業に係る問い合わせ情報等の DX、事業者が需要家に真に伝えるべき情報内容の再精査など）

③ - (1) 卸電力市場の監視機能の強化（改善）及び効率化を目指す

- イ) 各市場・相対の取引状況に応じた監視業務の恒常的な精緻化、市場間取引に係る監視強化（市場状況に応じたモニタリング項目等の適時見直し、MOU に基づく提供データの活用促進など）
- ロ) JEPX など市場運営者の監視機能・体制の強化
- ハ) 流動性のある先渡・先物市場の形成促進
- ニ) 同時市場の議論を踏まえた効率的な監視体制の在り方の検証

- (2) 卸売取引における内外無差別の適正化を目指す

- イ) エネルギー情勢と共に変化する卸売取引の実態を踏まえた、内外無差別な卸売の促進（コミットメント対象の整理など）
- ロ) 内外無差別の進捗状況を踏まえての経過措置解除基準の検証

④ - (1) 電力・ガスにおける託送料金制度の適正性の確保を目指す

- イ) 託送料金制度の精緻化（需要側託送料金の在り方や翌規制期間を見据えたレベニューキャップ制度の見直し、発電側課金制度の転嫁状況のフォローアップなど）
- ロ) 託送料金の審査機能の強化（更なるデータ整備や第三者機関との連携強化など）

ハ) 他団体等との連携を通じた制度広報の強化

-(2) 需給運用に係る監視機能の強化を目指す

イ) 応札状況や対象電源の推移等、需給調整市場の状況を踏まえた監視ルールの見直し

ロ) 需給調整市場監視のデジタル活用による強化と、これに対応するための監視体制の構築

ハ) 同時市場の議論を踏まえた効率的な監視体制の在り方の検証

⑤ 電力・ガスの不正事案に係るフォローアップ等の徹底を目指す

イ) 不正事案のフォローアップ対応を通じての適正な競争確保策の更なる深掘り

ロ) 情報漏えい事案に係る各社の改善計画の進捗状況に関するフォロー、必要に応じての制度改定の検討

⑥ 国内関係機関（JEPX、広域など）、諸外国の規制機関との更なる連携強化を目指す

3. 今後の中期方針の進め方について（締め）

・今後、GX 実現等に向けて我が国のエネルギー政策が進んでいく中で、電取委としても電力・ガスなどのエネルギー環境の状況変化を常に念頭に置きながら、引き続き、PDCA サイクルによる不断の見直しを行いつつ、2. の具体的な取組を進めていく。

以上